

令和元年台風第19号で被災されたみなさまへ

建設連合国民健康保険組合では、**令和2年4月1日以降も、医療機関を受診した際の窓口負担を免除します。**

1. 対象となる方

(1) 令和元年台風第19号に係る災害救助法の適用地域に住所を有する方であって、次の(2)に該当する方です。

※令和元年台風第19号以後、他市町村へ住所変更した方は所属の支部に相談してください。

※災害救助法の適用地域は、裏面でご確認ください。その他の地域は対象外です。

(2) 以下のいずれかに該当する方です。

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方

2. 免除を受ける方法

①保険証と、②一部負担金免除証明書を医療機関の窓口**に提示**します。

※一部負担金免除証明書は、組合員の申請を受けて建設連合国民健康保険組合が交付します。

3. 免除期間

令和元年10月12日～**令和2年9月30日**まで

留意事項

- ① 一部負担金免除証明書の申請方法については、所属の支部へお尋ねください。
- ② 3月31日までは、保険医療機関等の窓口で上記1に該当していることを申し出ることによって、一部負担金等の免除となりますので、免除証明書は必要ありません。
- ③ 上記1に該当する方が、既に一部負担金を支払った場合は、還付します。還付を受けるためには、保険医療機関等が発行した領収証のコピーが必要になりますので、用意して所属の支部へ連絡してください。
- ④ 保険料の免除期間(令和元年10月～令和元年12月の3か月分)の延長はありません。

連絡先： 所属する支部
又は本部(本部フリーダイヤル 0120-76-1703)